

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	鳥越製粉株式会社			コード	2009
提出日	2025/3/4	異動（予定）日	2025/3/28		
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 ・該当状況についての説明の内容更新のため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	倉富 純男	社外取締役	○													○	有
2	酒見 俊夫	社外取締役	○										△				有
3	岡崎 信介	社外監査役	○													○	有
4	中島 貴	社外監査役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		豊富な経営者経験及び幅広い見識等を有し、業務執行の監督機能の強化への貢献や幅広い経営的視点からの助言を行うなど、当社の社外取締役としての職責を十分に果たされており、また、「独立性基準」のいずれにも該当していないため、当社からの独立性が高く、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	社外取締役 酒見俊夫氏は西部ガスホールディングス株式会社の相談役であります。当社は同社の株式を120千株所有し、同社は当社の株式を394千株所有しており、また、当社は同社の子会社との間に一般ガス供給契約に基づくガス料金支払の取引がありますが、その金額は僅少であります。同社と当社との利害関係は、当社の意思決定に重大な影響を与えるものではなく、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	豊富な経営者経験及び幅広い見識等を有し、業務執行の監督機能の強化への貢献や幅広い経営的視点からの助言を行うなど、当社の社外取締役としての職責を十分に果たされており、また、「独立性基準」のいずれにも該当していないため、当社からの独立性が高く、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3		弁護士としての専門的見地から当社の社外監査役としての職責を十分に果たされており、また、「独立性基準」のいずれにも該当していないため、当社からの独立性が高く、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4		公認会計士及び税理士としての専門的見地から当社の社外監査役としての職責を十分に果たされており、また、「独立性基準」のいずれにも該当していないため、当社からの独立性が高く、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。